

遠隔教育の推進に関する意見

平成 29 年 4 月 25 日
規制改革推進会議

1. 改革の必要性

ICT の発達により、教員と生徒が教室に一緒にいなくても、遠隔で効果的に授業を行うことが可能になった。

遠隔教育を用いれば、人口減少によって学校の維持が困難になっている地域でも、生徒に質の高い授業を提供することができる。また、先端的な科学技術・IT 分野、語学の授業など、教員の確保がニーズに追いついていない分野でも、遠隔教育の活用は有効な解決策となり得る。

しかし、現状では、遠隔教育の活用は決して進んでいるとは言えない。平成 27 年 4 月から高校での遠隔教育が解禁されたが、実施例はわずか 24 校に過ぎない。授業での教材使用や音楽演奏に際しての著作権の扱い、遠隔教育が認められる単位数の上限など、規制制度上の課題も指摘されている。

したがって、更なる規制改革により、遠隔教育の本格的な普及拡大を図ることが喫緊の課題である。

2. 改革の具体策

(1) 遠隔教育の本格的推進のための施策方針

現行制度においても、一定の条件下で、遠隔教育を実施することは可能だが、現状ではまだ本格的な普及が図られているとは言えない。特に、今後その充実が期待されるプログラミング、英会話など、様々な分野において、質の高い授業を提供する観点から、遠隔教育を活用することは効果的である。また、遠隔教育の活用は、教員の負担軽減に資するものである。

したがって、文部科学省は、教育の質の一層の向上の観点から、遠隔教育の本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者への周知その他必要な方策を講すべきである。

なお、その推進状況及び現場でのニーズを踏まえつつ、高等学校の遠隔教育に係る単位数上限の見直しについて、より柔軟に遠隔教育を活用する可能性を、引き続き検討すべきである。

(2) 免許外教科担任制度による問題の解消と廃止に向けた方策

免許外教科担任制度は、科目の免許ある教員を配置できない場合に他科目の免許ある教員に代わりに担任させることを認める制度である。もともとは「当分の間」の一時的な措置として定められた制度だが（教育職員免許法附則）、60 年以上維持され、現在も多くの中学校・高校で活用されている（平成 27 年度に中学で 7,171 件、高校で 3,680 件）。このように専門外の教員が授業を行っている状態は、教育の質の観点で重大な問題であり、また教員の負

担ともなっており、放置すべきでない。

したがって、文部科学省は、現状においても実施可能な遠隔授業の推進により教育の質の向上及び教員の負担軽減を図るべきである。また、免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に運用が限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小し、一定期間後に廃止（許可要件の限定など抜本的な見直しを行い、必要最小限の新たな制度として再設計することを含む。）すべく方策を検討すべきである。

（3）高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決

学校教育の授業で演奏や資料の使用を行う場合、一般に著作権法上の許諾は不要とされているが、遠隔授業の場合、演奏や資料送信が著作権法上「不特定／多数者への送信」とみなされ、著作権者の許諾が必要とされることがある。

現在、「合同授業」（両方の教室に教員と生徒が存在）では、著作権法上の特例措置（35条2項）が設けられており、教室での対面授業と同様に、著作権者の許諾が不要とされる（補償も不要）。一方、平成27年4月から解禁された「同時双方向型の遠隔授業」（配信側には教員のみで生徒はいない）では、著作権法上の措置がとられておらず、著作権者の許諾が原則必要とされており、音楽の授業などの制約要因になっている。

したがって、文部科学省は、「同時双方向型の遠隔授業」についても、早急に、「合同授業」と同様、著作権者の許諾を不要（補償も不要）とする措置をとるべきである。

遠隔教育の主な論点について

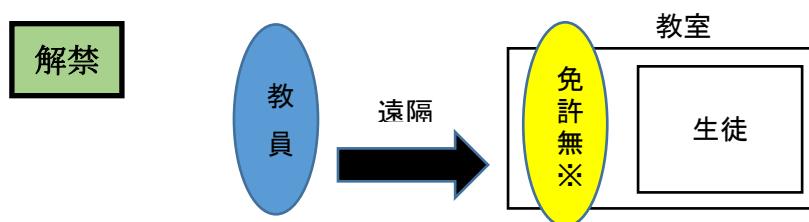
なぜ遠隔教育が重要か

- 都市圏でも過疎地でも、同様に質の高い授業を提供することが可能
- 新たな分野（IT、科学技術、語学など）にも対応することが可能
- 遠隔教育を活用は、教員の負担軽減にもつながる

現行制度

- 2015年4月～ 高校での遠隔教育解禁

ただし、単位上限（74単位のうち36単位まで）あり

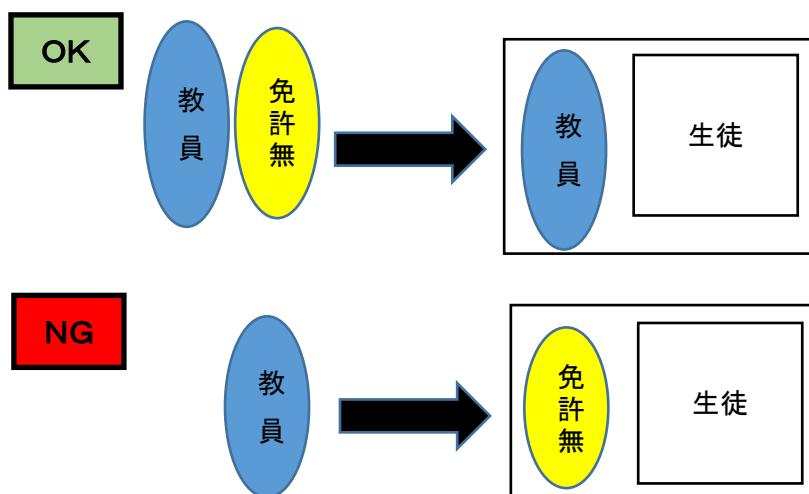


※受信側の教室には原則、教員が必要。ただし、教科の免許の有無は問わない。

- 小学校・中学校においては、

- ・教室には必ず免許（中学では科目の免許）ある教員が必要
- ・付加的に遠隔で参加することは可

（双方向に教員・生徒がいる合同授業の遠隔教育は現行制度でも実施可能）



論点1 免許外教科担任制度による問題の解消と廃止に向けた方策

問題：免許外教科担任を配置せざるを得ない学校においては、より柔軟に遠隔教育を活用するようにすべきではないか。

◇当方の主張：

- ・実態は、多くの学校で、科目の免許ない教員が教えている（「免許外教科担任制度」（注））。
- ・教育の質の向上等の観点から、遠隔教育を導入すべき。また、「免許外教科担任」は段階的に縮小し、一定期間後に制度を廃止（必要最小限の新たな制度としての再設計を含む）すべき。
- ・なお、この議論は、教員削減には何らつながらない

(注)「免許外教科担任制度」(科目の免許のない教員に特例的に担任を許可)は、もともと教育職員免許法の附則で「当分の間」の暫定措置として定められたが、60年以上たっても維持され、現在も多用(平成27年度に中学で 7171 件、高校で 3680 件)。※別紙ご参照。

○教育職員免許法

(昭和二十四年五月三十一日法律第百四十七号)

附則

2 授与権者は、当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学校部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学校部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

論点2 遠隔教育と著作権の扱い

問題：高校の遠隔教育は解禁されたものの、合同授業と同様の著作権の扱いは措置されておらず、音楽授業や資料配布に制約がある。

	リアルの教室	「合同授業」 (※1)	解禁された 「遠隔授業」(※2)
教材として 資料配布	OK	OK (35条2項で不特定 多数への送信も可)	<送信先が特定少数> OK <送信先が不特定/多数> 原則許諾が必要
音楽の演奏	OK	OK (35条2項で不特定 多数への送信も可)	<送信先が特定少数> OK <送信先が不特定/多数> 原則許諾が必要

(※1)「合同授業」(従来から認められていた)

=それぞれ教員・生徒のいる2つの教室をオンラインでつなぐ

(※2)解禁された「遠隔授業」

=配信側:教員(科目免許有)のみ / 受信側:教員(科目免許無)および生徒

<特定少数>

配信側から受信側の教員の機器に予め送信し、印刷して配布はOK

<不特定・多数>

生徒の機器への送信は不可の可能性大

(生徒への機器配布は、別途導入が進められつつあるにも関わらず)

◆文科省の主張

- 文化審議会において、(大学のオンデマンドの授業などとともに)許諾不要
(ただし補償金を設定)とする方向で検討中。

◇当方の主張

- (オンデマンド授業などと異なって、繰り返し利用されるわけではなく)、「リアルの教室」「合同授業」と異なる扱いとする理由が全くない。

免許外教科担任の許可件数（都道府県別）

都道府県名	中学校			高等学校			合計			対前年度増減	
	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	増減数	増減率
1 北海道	1,365	1,228	1,082	263	254	252	1,628	1,482	1,334	-148	-10.0%
2 青森県	319	307	296	157	165	155	476	472	451	-21	-4.4%
3 岩手県	182	163	167	128	127	135	310	290	302	12	4.1%
4 宮城県	169	169	169	145	104	88	314	273	257	-16	-5.9%
5 秋田県	68	68	59	98	81	76	166	149	135	-14	-9.4%
6 山形県	120	113	137	97	83	89	217	196	226	30	15.3%
7 福島県	588	346	283	178	164	144	766	510	427	-83	-16.3%
8 茨城県	33	25	25	128	116	101	161	141	126	-15	-10.6%
9 栃木県	153	151	122	2	2	1	155	153	123	-30	-19.6%
10 群馬県	60	65	58	34	27	26	94	92	84	-8	-8.7%
11 埼玉県	2	0	0	3	3	2	5	3	2	-1	-33.3%
12 千葉県	259	358	383	113	93	85	372	451	468	17	3.8%
13 東京都	0	0	0	33	37	33	33	37	33	-4	-10.8%
14 神奈川県	134	144	149	196	205	173	330	349	322	-27	-7.7%
15 新潟県	140	158	148	154	155	161	294	313	309	-4	-1.3%
16 富山県	62	58	59	99	94	90	161	152	149	-3	-2.0%
17 石川県	85	78	77	194	175	169	279	253	246	-7	-2.8%
18 福井県	136	109	103	13	7	8	149	116	111	-5	-4.3%
19 山梨県	86	71	45	29	35	32	115	106	77	-29	-27.4%
20 長野県	64	61	60	259	260	239	323	321	299	-22	-6.9%
21 岐阜県	357	335	331	123	121	96	480	456	427	-29	-6.4%
22 静岡県	378	378	341	162	161	142	540	539	483	-56	-10.4%
23 愛知県	118	137	129	96	84	79	214	221	208	-13	-5.9%
24 三重県	71	77	68	52	69	58	123	146	126	-20	-13.7%
25 滋賀県	9	14	11	32	32	30	41	46	41	-5	-10.9%
26 京都府	56	54	57	10	10	11	66	64	68	4	6.3%
27 大阪府	116	134	112	50	28	28	166	162	140	-22	-13.6%
28 兵庫県	254	271	245	24	15	21	278	286	266	-20	-7.0%
29 奈良県	16	17	12	3	2	3	19	19	15	-4	-21.1%
30 和歌山県	254	260	269	106	118	107	360	378	376	-2	-0.5%
31 鳥取県	4	6	7	58	46	48	62	52	55	3	5.8%
32 島根県	27	28	29	41	46	44	68	74	73	-1	-1.4%
33 岡山県	20	20	17	13	14	17	33	34	34	0	0.0%
34 広島県	225	221	292	123	125	119	348	346	411	65	18.8%
35 山口県	149	147	175	177	161	153	326	308	328	20	6.5%
36 徳島県	203	218	213	86	88	91	289	306	304	-2	-0.7%
37 香川県	162	145	125	30	36	33	192	181	158	-23	-12.7%
38 愛媛県	144	163	142	59	55	49	203	218	191	-27	-12.4%
39 高知県	145	134	126	71	55	63	216	189	189	0	0.0%
40 福岡県	54	46	50	57	70	64	111	116	114	-2	-1.7%
41 佐賀県	2	2	2	31	29	28	33	31	30	-1	-3.2%
42 長崎県	102	100	94	94	85	83	196	185	177	-8	-4.3%
43 熊本県	178	172	165	55	42	38	233	214	203	-11	-5.1%
44 大分県	269	238	237	72	63	61	341	301	298	-3	-1.0%
45 宮崎県	156	164	210	19	23	46	175	187	256	69	36.9%
46 鹿児島県	106	96	90	16	19	16	122	115	106	-9	-7.8%
47 沖縄県	169	97	200	131	122	93	300	219	293	74	33.8%
合 计 (対前年減少率)	7,769	7,346	7,171	4,114	3,906	3,680	11,883	11,252	10,851	-401	-3.6%

【訂正】平成25年度の件数に一部誤りがありましたのでご注意ください。(太字、下線の部分が修正箇所となります。)